

平成29年 3

商工連しまね

No.319

主な内容

- 2 地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業
首都圏市場とのマリアージュ型販路開拓事業
- 3 しまね女性活躍推進事業
- 4 消費税転嫁対策セミナー
「ストーリーとしての競争戦略」
H28経営安定特別相談事業講習会
「経営とは継承」継続して栄えなければ意味がない
- 5 青年部・女性部だより
- 6 石見事務所だより
ご存知ですか？無期転換ルール
- 7 商工会ふるさと探訪（桜江町商工会・西ノ島町商工会）
- 8 島根県最低賃金改定のお知らせ

発行/島根県商工会連合会
松江市母衣町55番地4
TEL 0852-21-0651
石見事務所
TEL 0855-22-3590
URL <http://shoko-shimane.or.jp>
E-mail shokolen@shoko-shimane.or.jp
印刷：株式会社クリアプラス

月山・太鼓壇公園の桜（提供：安来市商工会）

地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業

首都圏市場との マリアージュ型販路開拓事業

平成28年度は、首都圏での販路開拓を目的として、表示審査、商品ブラッシュアップ、複合分析など、商品の改良や訴求力の向上を行い、そのゴールとして、首都圏で商談会を開催する事業を行ってまいりました。

■表示審査

平成27年4月から食品表示法（新法）が施行され、食料品に関する表示ラベルの表示方法が変更されています。（中小企業者は、経過措置として平成32年3月31日まで猶予期間とされています。）

また、社内に商品パッケージの表記も含めた表示審査の専門部署が整備されていない県内食品メーカーが多いこともあり、新法施行前から、県外等での流通段階に入ると、その表示の改善が必要となるケースが散見されていました。

そこで、当事業においては、流通での入り口要件を突破して

おく必要から、商品パッケージおよび表示ラベルを対象とした「表示審査」を実施しました。その結果、51品目の表示審査等を実施し、改善箇所や表示内容の根拠の把握などを行うことができ、流通への対応が可能となりました。

■商品ブラッシュアップ

売り方を把握するために計画した東京駅構内でのテスト販売を目指す中で、商品規格などの販売条件をクリアできるように取り組み、その結果として、商品力の向上を図る商品ブラッシュアップを実施しました。

そのため、参加企業へ、食品の専門家を派遣し、32品目の商品力向上へ繋げました。

■複合分析

商品の特徴付け、競合品との差異を明確にするために、60品目の味や香りなどを数値化し、その特徴を抽出しました。

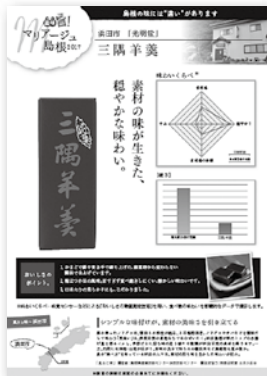
■エビデンスブック

複合分析を行った商品を、数値根拠のある「食べ合わせ」などで表現した販路開拓のPRツール「エビデンスブック」を制作しました。

※エビデンスブック表紙



※PRツール（表面）



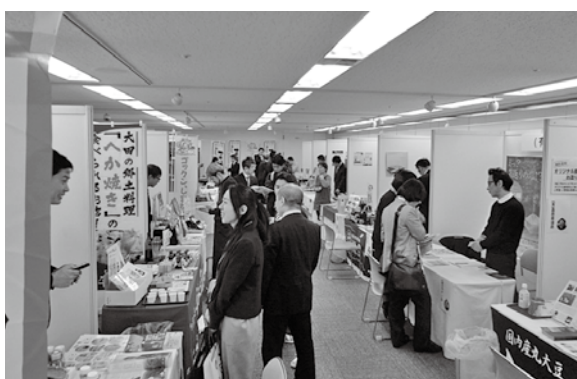
※PRツール（裏面）



■商談会

これまでの取り組みのゴール

として、平成29年1月12日に「サンライズビル」（東京都中央区日本橋富沢町）で、商談会を開催しました。



参加企業は25社、当日の来場バイヤーは45人でした。

今回は、島根県ブランド推進課等の協力のもと、高付加価値商品や地域産品の取扱いに意欲があり、小ロット対応が可能であるバイヤーを招聘したことで、マッチングへの期待感が高まったことから、多くの参加企業とバイヤーの間で、熱のこもった商談が行われました。

その結果、商談全体件数は114件中、当日成約9件と大きな成果を残すことができました。



また、今後の取引有望先22件、商談継続先71件と、更なる成約件数の増加が期待できる商談会となりました。

女性の能力と発想を 企業の力に

「しまね女性活躍推進事業」

平成28年4月に「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性の活躍推進が政府の成長戦略の柱となり、女性が活躍できる環境づくりが進められています。

特に、島根県は女性の有業率が全国1位となっており、女性の活躍を経営の持続的発展につなげることが期待されています。

そこで、島根県では女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、企業・団体の魅力アップを応援するものです。

●応援企業に登録され と、次の三つの支援が 県より受けられます。

- ①県ホームページや企業説明会等でピーアール
- ②登録企業対象の補助金制度の利用
- ③登録企業対象の表彰制度

●登録対象企業

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定のうえ、島根労働局に届出し、公表を行っている事業主

②主たる事務所を県内に有し、「県版行動計画」(※)を策定・公表している5者以上の民間事業主で構成する団体

(※) 法に基づく一般事業主行動計画に準じた計画

●申請方法

「しまね女性の活躍応援企業登録要綱」に定める書類を島根県男女雇用参画室に提出してください。



女性活躍に係る行動計画 策定支援事業

女性が活躍できる職場環境づくりを行うための行動計画を策定する事業主を支援するため、アドバイザーを派遣し、助言を行います。

●対象企業

- ①県内の労働者300人以下の企業
- ②5者以上の民間事業主で構成する団体

●派遣料

無料(1企業・1団体につき原則3回まで)

●助言内容

- ①女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」及びしまね女性の活躍応援企業登録要綱に基づく「県版行動計画」策定支援に関するもの
- ②しまね女性の活躍応援企業登録支援に関するもの
- ③しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金申請支援に関するもの

しまね女性の活躍環境 整備支援事業費補助金

県内企業・団体における女性活躍推進に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組みを支援する補助金です。

●補助対象事業

行動計画に記載した女性活躍推進のための取組

●補助対象事業費

30万円～200万円

●補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、広告料、委託料、使用料、施設・設備の工事費、備品購入費、受講料

(例) ・女性を対象としたスキルアップセミナーの開催経費、資格取得のための経費

- ・妊娠、育児期に配慮した休暇制度導入のためのコンサルティング経費
- ・女性専用休憩室の整備費

●補助率

- ①小規模企業及び中山間地域、離島の中小企業・団体

↓ 3分の2

- ②右記以外の企業・団体

↓ 2分の1

募集期間や必要書類等の詳細につきましては、島根県男女共同参画室のホームページをご覧ください。

URL

<http://www.pref.shimane.lg.jp/danjokuyodo/>

【お問合せ先】

島根県商工会連合会
経営支援課

TEL 0852-21-0651



消費税転嫁対策セミナー

「ストーリーとしての競争戦略」

消費税の価格転嫁実現をテーマに、「競争戦略の本質」を理解するためのセミナーを平成29年1月17日に出雲朱鷺会館（出雲市）で開催し、約100名の方が参加されました。

講師は、企業戦略の研究者で、セミナーの演題でもあるベストセラー「ストーリーとしての競争戦略」の著者「楠木 建 氏」をお招きしました。

内容は、まず、商売に「こうやったら儲かるという法則」や「即効性のある処方箋」などではなく、当たり前のことを当たり前にやるのが重要で、大切なことほど「言われてみれば当たり前」であると説明されました。

次に、戦略のゴールは「長期利益」であり、競争戦略は、「違い」をつくって、「つなげる」こと（ストーリー）であると説明されました。

「違い」とは、「コンセプト」

が「商売の基」とであるとしたうえで、「商売のきも」は、一見してみると「ばかじゃないの?」と思われるが、全体でみると合理的となっていることであると、事例を交えながら解説されました。

なぜストーリーが必要なのか? それは、競争戦略は、「誰に、何を、どのように提供するのか」ということが、様々な打ち手（部分）で構成されている。これらの打ち手が、論理で繋がっていて、時間的な奥行きを持つていることが必要であり、ストーリーとして語ることで、必然的に時間的な奥行きを確保しながら論理をつなげていくことができる」と解説されました。

講演は、穏やかな口調で、難しい概念を「シンプル」に分かりやすく解説されましたが、恐らく会場のかかりの方が、話される内容は「理解できるけど、それで?」という感覚を持たれたと思います。

それは、このセミナーが、「ノウハウやスキル」などではなく、「なぜ?」と「それで?」を、

これから「考えること」こそが重要なことだと理解し、実践していただくことが目的だったからです。

このことを経営に生かすには、「違い」とは何か?を追求し、「自分が何かに取り組む際、各打ち手の順番を意識し、ストーリーとして語ってみる」という実践と、常に自分で「なぜ?」という問いかけをする必要があります。

「何の話だろう?」「少し興味がある」と思われた方は、書籍「ストーリーとしての競争戦略」をご一読頂ければと思います。「儲かる経営」のヒントがあるかもしれません。



平成28年度経営安定特別相談事業講習会 「経営とは継業」継続して栄えなければ意味がない

平成29年2月9日（木）、経営安定特別相談事業講習会を開催しました。

本年度はカレーハウスCoCo壱番屋の創業者特別顧問 宗次徳二氏を講師として迎え、『経営とは継業』継続して栄えなければ意味がない』と題してご講演をいただきました。

宗次先生は、不遇な幼少期を乗り越え、夫婦二人で始めた喫茶店から、カレー専門店を開業し、一代で日本一のカレーチェーン店を築き上げました。2002年に会社を後継者に譲り、経営から引退された後は、NPO法人を設立し、ボランティア活動に熱心に取組まれ、全国各地で講演を行っておられます。

今回の講演の冒頭においてもそうでしたが、各地の講演でも必ず司会者は「日本一のカレー専門店チェーン店」と紹介をされるようですが、いつも講演の中でご本人は『日本一』は間違いです。正しくは「世界一」で

す。』と訂正をされるそうです。（ギネス記録認定済み!）



講師：宗次徳二氏

また、接客には笑顔が一番大事という信念を持ち続けたこと、創業時から現在も毎日朝4時に起きて、90分間の掃除を欠かさず続けている事など、ご自身の成功の経験に基づく、経営者としてのあるべき姿について語っていただきました。

大変親しみやすいお人柄とユーモアを交えたお話振りの中に、経営に対する熱い思いを込めた講演内容は、聞いた者が、あらためて自分自身の経営の原点とは何かを考えさせられ、姿勢を正して明日からの仕事に一層邁進しなくては、との思いにさせられるものでした。

青年部だより

平成28年度

「若者女性経営者研修」事業報告（青年部開催分）

【雲東ブロック】

「経営に活かす数字のつくり方」
講師…経営会計コンシエールジュ
上田 理恵子氏

場所…東出雲町商工会館

【雲南ブロック】

「自分ブランドの磨き方」

講師…（株）島根人材育成

柳樂 由紀氏

場所…三刀屋交流センター

【雲北ブロック】

「経営計画策定セミナー」

講師…（株）藤井事務所

藤井 好宏氏

場所…出雲商工会館

【石東ブロック】

「経営戦略としての女性活躍推進セミナー」

講師…（株）Woman's

宮崎 結花氏

場所…川本町商工会館

【石西ブロック】

「顧客からのクレーム対策法」

講師…弁護士佐藤力氏

場所…石央商工会館・津和野

町商工会館 日原支所

町商工会館 日原支所

【隠岐ブロック】

「小さくても勝てる地域ビジネスの新たな流儀」

講師…（株）地域事業再生パー

トナーズ 今若 明氏

場所…隠岐の島町商工会館

女性部だより

役員セミナー開催

去る12月9日、役員会において、大國ハートプランニング代表大國千治氏を講師に迎え、「女性経営者のためのビジネスマナー」と題し、役員セミナーを開催しました。

女性経営者として心がけることとして、日本の和の文化を知るところから、「メリハリ」と「間」をキーワードに、陰陽五行説や箸の歴史、正月の鏡餅の言われ、懐紙の使い方等を学びました。医食同源（健康であれば企業も成り立つ）というお話を聞き、女性経営者である私たちが活き活きと輝いていることが企業の繁栄につながると感じました。



女性部《生命》共済推進
キャンペーン（目標3600口）
達成

「全国商工会会員福祉共済《生命》保障」

県商工会女性部連合会では、昨年1月から加入推進を行なっており、各商工会女性部員の皆様のご協力により目標を達成いたしました。2月3日開催の役員会において、ジブラルタ生命保険㈱より、達成謝礼金の目録贈呈を受けました。



役員セミナー



目録贈呈

平成29年5月30日より

すべての事業者個人情報保護法が適用されます。

お客様や従業員の個人情報を適切に取扱っているか、確認しておきましょう。

現在、適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報5000人以下の企業）も対象となります。

事業者が守るべきルールは？

その1・・・個人情報を取得・利用する時のルール

個人情報を取得した場合は、その利用目的を本人に通知、又は公表すること。

その2・・・個人情報を保管する時のルール

情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること。

その3・・・個人情報を他人に渡す時のルール

個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として予め本人の同意を得ること。

その4・・・個人情報を外国にいる第三者に渡す時のルール

その5・・・本人から個人情報の開示を求められた時のルール

本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること。

* 個人情報とは、生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。

石見事務所だより

『石見商工会』 全国展開事業で先進地視察

石見商工会では、本年度「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」の調査研究事業に取組んでいます。去る平成28年11月30日～12月1日にかけて、先進地視察に出掛けました。

参加者は、全国展開事業観光開発専門委員6名、同特産品開発専門委員4名・事務局から4名の総勢14名で、香川県高松市仏生山町の『仏生山温泉 天平湯』・『仏生山まちぐるみ旅館』と仏生山エリア一帯で取り組みられている状況を視察してきました。



当日は、『仏生山温泉 天平湯』・『仏生山まちぐるみ旅館』の社長であり、この町の取り組みの中心人物である、岡昇平氏のお話をお聞きすることが出来ました。

『仏生山まちぐるみ旅館』とは、まち全体を旅館に見立てようという取り組みでした。旅館に備わっている衣食住の機能を旅館というひとつの施設ではなく、町全体に分散させていこうというもので、まちの中にあるお店を巡る、まちを巡る関係をお互いの店舗間でつくることで、

①集合して一体的に見せる：一つひとつのお店（点）を面にしてみせる。小さなものが集まって、大きなものを形成する。
②まちに新しい機能が加わる：雑貨屋、カフェ、コーヒーショップ、レストラン、食堂など、ひとつのお店が増えることにまちに機能が加わることになる。

③まちの店をぜんぶつなぐ：それぞれのお店の連携（足し算）によって新しい価値、魅力が生まれる。

④お互いの店を気持ちよく紹

介し合う関係：お互いがお互いの店の良さを知っているのので、紹介しあえる関係性ができる。そういった土台のあるプラットフォーム構造ができる。

といった形で、仏生山にはお店が増えていき、魅力的な町になっていったとのことでした。そして、まち全体を見立てることで、住民の皆様も「まち」というものを意識できるようになり、まちの良さ、課題、未来といったことを自分ごととして意識する輪郭ができてくるとのことでした。

自分たちが住んで楽しい町を創っていることが、若者の感性を刺激し、特に観光PRに力を入れていくわけでもないのに、多くの若者たちが訪れるきっかけになっているのだと感じました。

参加された皆様も、これまでとは違った考え方の観光地ということで、新たな発見をされていました。

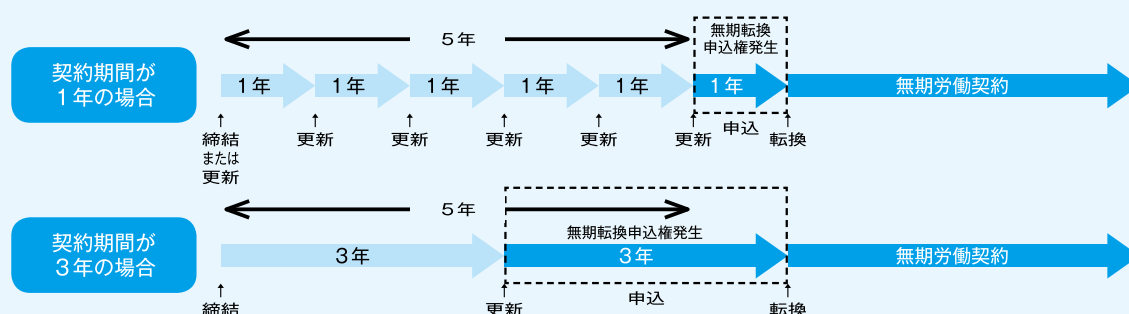


ご存知ですか？「無期転換ルール」平成30年4月から本格化!!

無期転換ルールとは、「平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約について、同一の使用主との間で有期労働契約が通算5年を超えて反復更新されていた時は、有期契約労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール」です。（労働契約法第18条）

事業主の皆様におかれましては、円滑な無期転換のために、有期契約労働者の活用実態を把握したうえで、活用方針を明確化し無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう。

★詳しくは、厚生労働省HP「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト（<http://muli.mhlw.go.jp/>）」をご覧ください。
お問い合わせは…島根県労働局 雇用環境・均等室（0852-31-1161） 月～金 8:30～17:15



※平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です

商工会 ふるさと探訪



★桜江町商工会

「大元神楽伝承館」

(おおもとかぐらでんしょうかん)

近年神楽に対する関心が高まっている中、都市と農山村の交流の場として、また情報発信の拠点として、脈々と伝承されている石見神楽の源流である大元神楽を伝える伝承館が、江津市桜江町市山の「まごころ市山・市山公民館」にあります。



「舞殿と天蓋」

邑智郡大元神楽は昭和54年に国の重要無形民俗文化財に指定されていますが、歴史は古く徳川時代には現在の形で行われていた記録があります。明治時代に入ると神職の舞神がかりも禁じられましたが、桜江町などの山間地では密かに受け継がれてきました。伝統のある神楽ですが、それぞれの土地のカミさまに捧げられる神楽という性格上、その地を離れて演ずることができないため、他の地域ではそれほど知られていません。

大元神楽の第1の特徴は、神職による神事舞が受け継がれており、特に託舞と呼ばれる、わら蛇の舞が中枢を占めており、カミさまが降りてこれれ神がかりになることもあります。

第2の特徴は、もともと大元さまはご先祖様を祭る祖霊神だったことから集落単位で行われていたことが6年に1度だけ行われていることです。

第3の特徴は、古い舞い方を伝えていることです。幕末から明治にかけて石見地方の西部で起こった新しい神楽様式はテンポが速く八調子舞といわれており、見せるための工夫が凝らされていますが、大元神楽などの

古い型の舞は伝統的な六調子が守られています。主な神楽として、清湯立、荒神祭、山勧請、奉幣、天蓋引、綱貫、六所舞、御綱祭などがあります。



「綱貫模型（託舞）」

★西ノ島町商工会

「牧畑（まきはた）」

隠岐諸島独特の畜産耕種農業複合システム（四輪転式牧畑農法）である「牧畑」は、島の急斜面で狭い土地を有効利用するために考え出されたとされ、12世紀に記載された史書「吾妻鏡」に「犬来牧」（島後・西郷）、「宇賀牧」（西ノ島）などと記載されていることから、非常に古い歴史を持つものと考えられています。

19世紀後半までは、西ノ島町の大半の土地利用は牧畑で大字（旧浦郷村、美田村、別府村、宇賀村）毎に4区あるいはそれ以上の区牧を4年サイクルでローテーションされており、各区数に石垣（合垣）等で19区に区切つて、島の厳しい生活を支える智慧の結晶として牧畑が考案され、世界でもユニークな農法です。高さ1～1.5メートルの石垣（合垣）で「牧」（まき）と呼ばれる4つの区域に分け、それぞれに麦、大豆、小麦、粟などを1年ごとに栽培し、4年目に牛を放牧して一巡します。牛の糞を肥料にし、同じ作物を2年連続して耕作しないことで、土地がやせるのを防ぐ工夫をしているのです。



「鬼舞の（合垣）」

中世のヨーロッパで広まった冬作物、夏作物、休閑を繰り返す「三圃式農法」よりも高度で、海外の研究者からも高い評価を得ています。

この「牧畑」を一般町民等による任意団体として「牧畑を後世に伝える会」が発足しました。牧畑の価値を明らかにし、広く情報を発信していくための活動や、牧畑時代に整備された石垣等（合垣）の発掘や垣沿いの雑灌木の伐採等のボランティア活動を行っています。



「合垣整備のボランティア活動」



島根県最低賃金改定のお知らせ

島根県内の事業場で働くみなさんの最低賃金が改定されました。

島根県最低賃金		時間額 718 円	島根県内で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます。
特定（産業別）最低賃金件名	最低賃金時間額	効力発生日	特定（産業別）最低賃金の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者
製鋼・製鋼圧延業，鉄素形材製造業	836円	28.11.30	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 次の業務に主として従事する者 ①清掃、片付け又は整理の業務 ②選別、検数、結束又は包装の業務 ③運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 ④手作業による運搬の業務 ※電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ⑤部分品の組立て又は加工の業務の内、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具製造業	820円	28.12.22	
電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具製造業	756円	28.12.25	
自動車・同附属品製造業	812円	28.12.10	
百貨店，総合スーパー	748円	28.12.24	
自動車（新車）小売業	790円	28.12.16	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④精勤手当・歩勤手当
- ⑤通勤手当
- ⑥家族手当

※詳しくは、島根労働局賃金室（Tel 0852-31-1158）又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください

社員の皆様の福利厚生をサポートします！

ジョイメイト
 （一財）島根県東部勤労者共済会
 〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル2階
 TEL:0852-28-6555 FAX:0852-28-6575
 WEB:http://www.joymate.or.jp/

健康診断
6,000円
補助

各種
チケット
購入補助

旅行
割引

永年勤続
5年に1度
5,000円～
10,000円
給付

会費は
1人月額
1,000円

割引指定店
割引

その他
祝い金・見舞
金等給付

（一財）島根県西部勤労者共済会
 〒697-0026 島根県浜田市田町1711
 TEL:0855-23-5365 FAX:0855-23-5389
 WEB:http://www.sw-kyosai.or.jp/

ジョイメイトいわみ



安心の大型補償＆お得な集団団体割引

安心・人身傷害共済でガッチリガード
お得・対人賠償共済・対物賠償共済
 共済金額「無制限」



・集団団体割引（商工会会員限定※）

※島根県下 各商工会の会員のお車のほか役員・従業員（同居の親族を含みます。）が所有されるお車に適用



西日本自動車共済協同組合

島根県支部：松江市西津田 5-1-7 TEL0852-26-5270
 本部：福岡市博多区東比恵 2-15-25 TEL092-441-5901

承認番号 NJ720.1603.0253.170331-1605(1)9200 部

お引越しが決まったら 中国電力へ！！

便利な パソコン・スマートフォンからの
お申し込み

お引越し受付サービス

24時間 お申し込み可能
お申し込みはこちらから・・・

中国電力引越し **検索**

※「ぐっとずっと。クラブ」会員のお客さま
中国電力 会員制WEBサイト「ぐっとずっと。クラブ」
からお申込みいただくと便利です。

**フリー
ダイヤル** お電話からのお申し込み

受付時間 **9：00～20：00**
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■ 隠岐営業所	0120-313-608
■ 松江営業所	0120-833-103
■ 出雲営業所	0120-311-950
■ 浜田営業所	0120-312-802
■ 益田営業所	0120-314-228

■ 最寄りの営業所区域の「お問い合わせフリーダイヤル」にお電話
ください。カスタマーセンターの担当者が承ります。
■ 「電気をお止めする」場合は、ご契約番号を記載している「電気
ご使用量のお知らせ」や「電気料金領収証」等をご用意ください。

中国電力株式会社

地震などの天災による損害も補償する！
休業対応応援共済

○地震・津波、台風の時も対応でき、事業再開に
かかる費用にお使いいただけます！
○事業再開時には迅速に共済金をお支払いします！

お申し込み、ご相談は県下各商工会へ
島根県火災共済協同組合
☎ 0852-21-0249
元受団体 全日本火災共済協同組合連合会

農業の明日をつくる
メインバンク

農商工連携に取り組み、6次産業化を目指します。

JALしまね

新しく事業を始められる方や中小企業・小規模事業者をはじめとするみなさまの夢の実現、お手伝い。

日本政策金融公庫は、中小企業・小規模事業者をはじめとするみなさまのための政策金融機関です。

新たに事業を始められる方へ

新規開業ローン

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

国の事業ローン

お子さまが入学・在学される方へ

国の教育ローン

お問い合わせは

JFC 日本政策金融公庫

松江支店 国民生活事業 ☎ 0852-23-2651
浜田支店 国民生活事業 ☎ 0855-22-2835

日本公庫

検索



中小企業経営に関するご相談は 島根県信用保証協会へ!

島根県信用保証協会は、お客様お一人お一人に寄り添い、最適な経営支援プランご提案いたします。
どんな小さなことでも、お気軽にご相談ください。

経営に関するご相談は 何でも相談 ホットライン

経営に関する様々な悩み、抱え込まずに当協会と一緒に考えてみませんか。当協会をご利用中でない方、創業予定の方でも無料でご利用いただけます。

電話・FAX共通

シエン コシナイ

0120-40-5471



本店営業部
TEL 0852-22-2837
浜田支店
TEL 0855-22-0833

女性相談窓口 チーム・ エスポワール

女性相談員 による相談窓口です。女性ならではの観・感性を活かした対応やアドバイスを心がけ、安心してご相談していただけるよう取り組んでいます。

相談窓口(本店)

松江市殿町105番地
TEL 0852-22-2837
FAX 0852-22-3075

出雲支店
TEL 0853-21-4998
益田支店
TEL 0856-22-4567

専門家派遣 スキルアップ サポート

専門的な知識と経験を有するスキルアップサポーター(専門家)を無料で派遣し、目標の実現や課題解決に向けたお手伝いをします。

例えば...

- 人気のあるメニューを考えてほしい
- 今より安い仕入れはないだろうか
- 従業員の接客態度を向上させたい
- 効果的なホームページを作りたい など

相談料、診断料等はいただきません。
詳しくはホームページをご覧ください。

島根県信用保証協会

検索

保険に、 愛という本質を。

保険とは、人への愛から生まれるもの。
私たちジブラルタ生命は、
だれよりも、心からそう考えています。
だからこそ、保険をより良くするのは
人への愛だと信じています。
お客さまの声はつねに余すことなく、
一生懸命に聞きます。
時にはお客さま以上に、
本人とご家族のことを考える。
そして、万が一の時は
だれよりも速く全力で行動する。
私たちは、そのすべてに
持てる限りの力を尽くしていきたい。
それは、一契約という入口から。
保険金をお届けするという
出口までのフルサービスを、
人を通じて皆さまにご提供し続けるのが
使命だと思ふから。
この先もずっと、
保険に、愛という本質を。
私たちは、
ジブラルタ生命です。

【企業メッセージ動画】 企業メッセージ動画「父の想い篇」の続編「父の手紙篇」ができました。
【企業メッセージ動画】 生命保険の意義や当社の企業理念を動画で表現しています。

ジブラルタ生命 動画

検索

ジブラルタ生命保険株式会社



Gibraltar
ジブラルタ生命

ミナ ジ ブロック

松江支社/〒690-0007

松江市御手船場町宇伊勢宮553-6 松江エストビル7F

【コールセンター】0120-37-2269

【ジブラルタ生命ホームページ】<http://www.gib-life.co.jp/>

【受付時間】平日 8:30~20:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日・12/31~1/3を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。通話料無料。

CreAplus inc.

株式会社 クリアプラス



本 社 〒690-0048 松江市西嫁島一丁目5番17号 TEL 0852-21-3476 FAX 0852-21-3866
斐川工場 (出雲営業所) 〒699-0555 出雲市斐川町坂田564 坂田工業団地 TEL 0852-21-3849 FAX 0853-63-3855
会館事務所 〒690-0887 松江市殿町19-1 島根 J A ビル内 TEL 0852-21-3865 FAX 0852-24-1315
浜田営業所 〒697-0034 浜田市相生町3889 TEL 0852-21-3890 FAX 0855-24-8223